

「鹿児島市立鴨池小学校いじめ防止基本方針」

鹿児島市立鴨池小学校

I いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、その子供の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。ゆえに、学校内外を問わず、いじめが行われなくなるようにしなければならない。そのためには、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりすることは絶対に許されないという姿勢で、どんな些細なことでも親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめの発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、全ての教育活動において生命や人権を大切にすることを貫くことや教職員自身が児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、その人格の健やかな発達を支援するという児童観、教育観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、学校経営の伝統的教育理念に「どこにでも根を下ろし、枝葉を伸ばし、風雪に耐えられる強健でしなやかな自然の喬木のような人間をつくる」教育活動を推進し、市・学校・家庭・地域・関係機関がそれぞれ連携しながら、人間形成教育を行っている。全ての児童の健全な成長のために人権・同和教育に重点を置くものとし、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

II いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

以下は、いじめについての基本的な認識である。

- (1) いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめは、その態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- (7) いじめでは、加害・被害の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめることへの暗黙の了解を与えてしまう傍観者も存在する。この傍観者から仲裁者への転換を促すことが重要である。

2 いじめの防止

全ての教育活動を通して、全児童に「いじめは決して許されない」ことを理解させる。そのためには、日々の授業や学校行事等において、主体的に取り組む協同活動を通して、互いの信頼関係を築かせるとともに、児童が安心して自己存在感や自己有用感を感じられる「居場所づくり」に努める。また、日頃から児童及び保護者との信頼関係を構築するとともに、地域や関係機関との連携を図りながら、いじめの未然防止に努める。

3 いじめの早期発見

学校・家庭・地域が連携し、児童の些細な変化に気づき対応する。そのためには、定期的な「いじめアンケート」の実施や教育相談の実施を通して、児童の思いに気付く体制を整える。

4 いじめへの対処

いじめを把握した場合の対処について共通理解を深め、学校として組織的な対応ができるように体制を整える。

5 教職員の資質向上

いじめ問題についての理解を深め、適切な対応ができるように努めるとともに心理や福祉の専門家を活用してカウンセリング能力等の向上を図るための職員研修の充実を図る。また、外部の研修会にも積極的に参加し、その内容を全職員へ還元しながら職員一人一人の資質を高める。

6 家庭、地域との連携

いじめ問題に対して、学校・家庭・地域が、それぞれの役割を踏まえ、PTA運営委員会や学級PTA等の場で、それぞれ何をすべきか協議する。周りの大人が、子供の悩み等をより多く受け止めることができるように、鴨池校区公民館運営審議会等で、学校・家庭・地域が組織的に連携・協働していく。

7 関係機関との連携

鹿児島市教育委員会と連携しながら、必要に応じて関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）と適切な連携を図る。

児童に対しては、市や県のいじめ相談窓口等について、適切に周知する。

III いじめ防止のための校内組織：心の教育推進委員会

1 設置の趣旨

いじめを未然に防止し、いじめの兆候の早期発見、対応について組織として学校全体で総合的ないじめ防止対策を推進する。

2 役割

○いじめ防止基本方針の策定 ○いじめの未然防止 ○いじめの早期発見
○いじめ問題への対応 ○教職員の資質向上のための研修の推進
○年間計画の企画・実施 ○取組状況の把握及び検証 ○いじめ防止基本方針見直し

3 開催時期

ア 定期「心の教育推進委員会」（全職員参加）6・1月（年2回）
イ 緊急「心の教育推進委員会」（緊急委員会）※学校長判断により開催

4 組織構成員

ア 通常時：年2回【6月・1月】全職員（共通理解を図るため）
イ 緊急時：全職員に加え、校長の判断により、校外構成員として、学校評議員（地域）、PTA理事（保護者）、SSW（関係機関）、民生委員等に依頼・召集する。

5 連携期間及び連絡先

| 関係機関 | 連絡先 |
|----------------------|----------|
| 鹿児島市教育委員会少年課 | 227-1971 |
| 鹿児島県警察本部（少年サポートセンター） | 232-7869 |
| 鹿児島中央警察署 | 222-0110 |
| 鴨池交番 | 255-3619 |
| 県中央児童相談所 | 264-3003 |
| 県総合教育センター教育相談課 | 294-2788 |
| 鹿児島市子ども福祉課 | 286-2763 |

IV いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

1 児童の主体的な参加・活躍場面のある授業づくりや集団づくり

- (1) 授業改善～基礎基本の定着を図り、一人ひとりを大切にしたわかりやすい授業づくり。朝学習の充実。校内研修による授業改善の推進。ペア・グループ活動など児童同志の関わり合い、認め合いを大切にした授業・活動
- (2) 居場所づくり～話し合い活動の充実、ソーシャルスキルトレーニングの充実や「ニコニコ月間や学期はじめの一週間「いじめ問題を考える習慣」（ともだち週間）で児童会などが中心となり、ポスターや標語に取り組んだり、掲示したりする。

- 2 学校の教育活動全体における児童の自己有用感を高められる機会の充実
 - (1) 絆づくり～自主・自発的な活動や異学年交流の充実及び自分自身の振り返りや将来の自分像, お互いを認め合う場の設定。道徳の時間の活用
 - (2) 児童会活動～あいさつ運動の推進による一人ひとりに声かけ
 - (3) 教育活動全体での人権/道徳教育の充実や, 読書活動, 体験活動などの推進をする。
- 3 学校の教育活動全体における人権教育, 道徳教育の充実及び読書活動, 体験活動の充実
 - (1) 道徳教育・人権教育の充実
 - (2) 読書活動の推進。朝読書の推進
 - (3) 体験教室等の学習機会の設定～総合的な学習と絡めながら, 体験学習や地域の人材を活用して話を聞く。
- 4 いじめ(インターネット等によるいじめを含む)に関する校内研修や児童理解研修会での共通理解及び児童・保護者への周知徹底
 - (1) 児童理解・指導の研修(特別支援教育を含む)
 - (2) 人権同和教育研修
 - (3) 学校だより・学級通信等による保護者への呼びかけ
- 5 P T A, 地域の関係団体等, 家庭, 地域との情報交換及び連携を通じた課題解決の推進
 - (1) あいさつ運動の推進
 - (2) 青少年健全育成会議や警察等との連携

※ いじめの未然防止のための主な取組内容

| | 教 職 員 | 児 童 | 家 庭 ・ 地 域 |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 主 な 取 組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 好ましい学級集団づくりに努め, いじめは許さないという自分の意思によって行動できるように指導する。また, 見て見ぬふりをしないように指導する。 ○ 学校行事等を通して体験活動を充実させ, 豊かな学びと心の育成を図るとともに, 学級・学年・学校の集団の連帯感を深めさせる。 ○ 他者への共感的理解, 自己有用感を高める人権教育を進めるとともに, いじめ解決に向けた児童の主体的な活動を支援する。 ○ 「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」では, 「学校楽しいーと」の実施, 児童の啓発活動(ポスター/標語作成), 保護者の啓発活動(学校だより), 地域との連携の充実を図る。 ○ 心に届く道徳教育を推進し, 話し合い活動等を通して, いじめについて考えさせる場を設定する。 ○ 特別活動やキャリア教育を通して, 児童同士の好ましい人間関係を構築できる場の設定をする。 ○ ひとりで悩まず, 家族・学校・友達・関係機関等に相談するように声かけをする。 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校行事や集会活動を通して異学年との交流を深め, 他者理解・自己理解を図る。 ○ 学校行事に主体に関わり, 成就感・達成感を味わう中で, 自己有用感や協力の大切さを実感する。 ○ 「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」の作品作りに積極的に取り組み, 人権意識の高揚に努めさせる。 ○ 「学校楽しいーと」の質問紙に答える。 ○ 誰かのために働いたり, 人を助けたりする等相手を思いやる心情を培う。 ○ 異学年交流での学び合いや学校行事を通じた人間関係, 学校生活における互いを認め合う心情を培う。 ○ 家庭や学校以外にも相談窓口があることを知る。 ・市いじめ相談 224-1179 ・市青少年補導センター 224-2000 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎月23日の読書の日に, 親子読書を設定し, 親子のふれ合いの時間を増やす。 ○ P T A活動を充実させることにより, 学校と保護者の信頼関係を深めるとともに, いじめ等について学校と家庭が連携して取り組めるようにする。 ○ あいご会活動への積極的参加により, 地域全体で児童を見守る体制を作る。 ○ いじめ等の相談窓口となる関係機関について, 学校便り, 学級通信, 学級P T Aでパンフレット等をもとに理解する。 ○ 「いじめ防止啓発強調月間(ニコニコ月間)」に, 親子でいじめについて考える時間を設定する。 ○ 市教育委員会主催の「明るく楽しい学校づくり市民大会」等に積極的に参加し, 学校・家庭・地域の在り方について研修する。 ○ 校区公民館運営審議会等で, 児童の健全育成について情報交換し, 多角的な視点で, 地域の複数の目で児童を見守り対応する。 *登下校時の「かもっ子見守り」 |

V いじめへの早期発見の取組

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築に努め、児童が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- 1 児童の様子 of 日常的な観察
 - (1) 授業・休み時間等の日常生活での児童の様子観察
 - (2) 日記、家庭訪問、個人面談等による課題把握
 - (3) 教師自らの、あいさつ、声かけ、名前を使った語りかけ等一声運動の推進
- 2 定期的なアンケート（こころのアンケート【月1回】・学校楽しいと【学期1回】）や教育相談の実施
 - (1) 児童へのこころの（いじめ）アンケートの実施（いじめの早期発見・実態把握及び早期解決）
 - (2) 教育相談の充実（いじめについて訴える場として）
 - (3) 気になる児童・関わりのある児童との個人面談（被害・加害児童双方の思いの把握）
- 3 学年会の充実、職員会議等でのいじめ問題についての情報共有
 - (1) いじめに発展しうる/気になる児童同士の人間関係についての情報共有
 - (2) 必要に応じて家庭での児童の様子（親子・兄弟姉妹関係等）の情報共有
- 4 在籍する児童及びその保護者、教職員がいじめに関する相談窓口・相談体制の整備
 - (1) 一人の児童を多くの職員で支援
 - (2) スクールカウンセラーの活用
 - (3) 学校だより・学級通信・保健だより等

VI いじめへの対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- 1 教育的配慮のもと、被害児童のケアといじめ撤廃及び再発防止に向けた毅然とした態度での加害児童等に対する指導
 - (1) 職員連絡会、職員会議等で直ちに情報を共有化する。
 - (2) 事実確認をし、関係児童とその保護者及び学級集団へ支援、指導、助言を行う。
 - (3) インターネット等を通じて行われる不適切な書き込みについては、直ちに削除等の処置を行い、関係機関等との協力や援助を求める。
- 2 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係/専門機関との連携
 - (1) 学年会、職員連絡会、職員会議での情報共有
 - (2) 必要に応じた教育委員会への報告
 - (3) 必要に応じた医療機関・ネットポリス・民生委員等との連携
- 3 対応班による指導
 - (1) いじめを受けた児童への対応
いじめを受けた児童の安全を確保し、いじめを受けた児童の側に立って、具体的な対応策を示し、安心感をもたせる。必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用を図る。
 - (2) いじめを行った児童への対応
十分に話を聞いた上で、いじめは人間の生き方として絶対に許されない行為であることを理解させる。必要に応じて、スクールカウンセラー等の活用を図る。
 - (3) いじめを通報した児童への対応
通報した児童のプライバシーが守られるように配慮するとともに、通報した児童の勇気を賞賛し、通報した児童の安全確保を徹底する。
 - (4) いじめを行った集団及び周囲の児童への対応
いじめを行った児童の周りで、一緒に見ていることは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、いじめを自分の問題として考えさせ、いじめを見かけたらすぐに知らせる勇気をもたせる指導をする。
 - (5) 保護者への対応
いじめを受けた/いじめを行った児童の保護者の双方に家庭訪問をし、謝罪の場を設ける等、誠意を尽くした対応をする。スクールカウンセラーの活用等も考慮する。

(6) 地域や家庭，関係機関等への対応

学校評議員，PTA等の関係団体等と，いじめ問題について協議する場を設け，必要に応じて，協力を依頼する。さらに，いじめ問題で指導が困難な場合は，児童相談所や警察などの関係機関との連携を図る。

VII 重大事態への対応について

1 重大事態について

児童や保護者から，いじめにより心身や財産等が重大事態に至ったという申立てや自殺・入院といった重大事案が発生した場合，即時に適切な報告・調査等に当たる。

《重大事態の意味》

- 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合，いじめを受けた児童が長期欠席を余儀なくされている場合，不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安として判断する。ただし，児童が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，教育委員会と連携しながら迅速に調査に着手する。

2 重大事態への緊急対応

(1) 緊急対応

重大事態発生時に，重大事態の解決を図ると共に，学校の受ける誤解や信用失墜等の被害を最小限に抑えるために一連の活動及び対応を行う。

(2) 具体的な緊急対応の方策

重大事態を認知した場合，校長は「緊急委員会」を即時に開催し，事実関係の把握に努めると共に，迅速に市教育委員会に報告する。学校は，緊急委員会を中心に，市教育委員会と連携して全校体制で対応に当たる。

3 緊急対応策

(1) 事実関係を，正確に把握する。

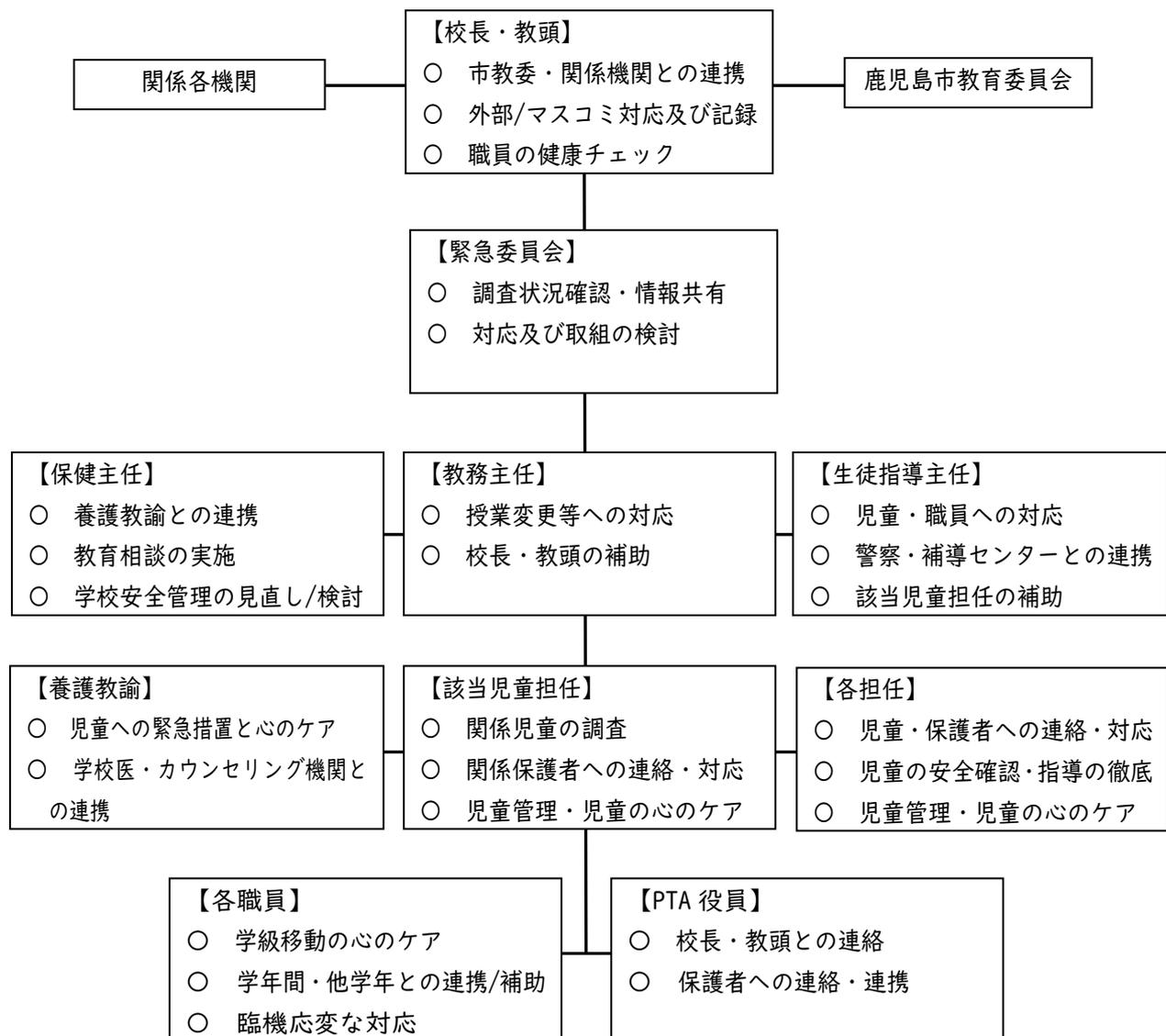
学校が主体となって調査に当たる場合，緊急委員会が中心となって，事実関係を可能な限り網羅的に調査する。その際，因果関係の特定を急ぐのではなく，関係機関等との情報連携を図りながら情報収集を行う。具体的にはアンケートや関係者の面談を実施することになるが，客観的な事実関係を次の要領で速やかに調査する。

- ① いつ（いつ頃から）② どこで ③ 誰が
- ④ 何を，どのように（態様）⑤ なぜ（人間関係の状況や学校の対応に関する課題など）

※ 調査する上での注意点

- 教師，児童からの聞き取り項目の詳細については，教育委員会と連携して進める。
- いじめられた児童の学校復帰を最優先とした調査を進める。
- 情報を提供してくれた児童の安全確保を図る。
- インターネット上の情報拡散等に対しては，「学校ネットパトロール事業」を活用し，緊急監視を実施する。

***** 重大事件発生時の緊急対応組織 *****



4 解決を図るために

重大事態に対し、事態による被害を最小限に食い止め、迅速に事態を解決し、重大事態発生以前の安全な状態を早期に回復しなければならない。

基本的には、担任・生徒指導主任等による調査をもとに、組織的に連携を図りながら解決を図る。しかし、重大事態の当事者以外にも、学校を取り巻く環境には関係者が多く存在する。重大事態の解決に当たっては、それらへの対応も重要となる。また、被害児童の他にも保護者や地域の関係者に心のケアを行う必要がある。

VIII その他

「鹿児島市立鴨池小学校いじめ防止基本方針」は、本校のホームページに公表し、児童一人ひとりのいじめ防止への理解と認識を深め、実践への意欲・喚起を図ることができるようにする。

また、学期末に定期的な点検、見直しを行い、これに基づいた必要な措置を行い、「鹿児島市立鴨池小学校いじめ防止基本方針」を更新していくようにする。

平成27年3月策定
令和4年4月改訂

★いじめに気付く**学校生活**でのチェックポイント 「R3年3月改訂版いじめ対策必携 P5-6より」

～(※)印は、無理にやらされている可能性のあるもの

| 生活場面等 | | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | 気になる子供 |
|------------------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 学 校 生 活 | 朝の会 | <input type="checkbox"/> 遅刻，欠席が増える。 <input type="checkbox"/> 出席確認の際，声が小さい。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず，うつむきかげん。 | |
| | 授業の開始時 | <input type="checkbox"/> 涙を流した敬拝が感じられる。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて教室に入る。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 用具，机，椅子などが散乱している。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。 | |
| | 授業中 | <input type="checkbox"/> 筆圧が弱くなる。 <input type="checkbox"/> 頭痛，腹痛などを訴え，保健室によく行くようになる。 <input type="checkbox"/> ひどいアダ名で呼ばれる。 <input type="checkbox"/> いじりやからかいを受けている。 <input type="checkbox"/> 正しい答えを冷やかされる。 <input type="checkbox"/> 不まじめな態度で授業を受ける。(※) <input type="checkbox"/> ふざけた質問をする。(※) <input type="checkbox"/> グループ分けて孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> テストを白紙で出す。(※) | |
| | 休み時間 | <input type="checkbox"/> 一人でいることが多い。 <input type="checkbox"/> わけもなく，階段や廊下等を歩いている。 <input type="checkbox"/> 用もないのに職員室等に来る。 <input type="checkbox"/> 仲良しでない者とトイレに行く。(※) <input type="checkbox"/> 遊びの中でいつも同じ役をしている。 <input type="checkbox"/> 集中してボールを当てられる。 <input type="checkbox"/> 遊びやゲームで負けることが多い。 | |
| | 給食時 | <input type="checkbox"/> グループ分けて孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> 好きなものを級友に譲る。 <input type="checkbox"/> 食べ物にいたずらをされる。 <input type="checkbox"/> その子どもが配膳すると嫌がられる。 | |
| | 清掃時 | <input type="checkbox"/> 目の前にゴミを捨てられる。 <input type="checkbox"/> 人の嫌がる仕事を一人でする。(※) <input type="checkbox"/> さぼることが多くなる。(※) | |
| | 放課後 | <input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり髪が乱れたりしている。 <input type="checkbox"/> 顔に擦り傷や鼻血の跡がある。 <input type="checkbox"/> 用事がないのに残っている日がある。 <input type="checkbox"/> 他の子どもの荷物を持って帰る。(※) <input type="checkbox"/> 部活動に参加しなくなる。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。(※) | |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり，やぶられたりしている。 <input type="checkbox"/> 刃物など，危険な物を所持する。 <input type="checkbox"/> 靴，傘など持ち物を隠される。 <input type="checkbox"/> うつむきがちで，視線を合わさない。 <input type="checkbox"/> 寂しそうな暗い表情をする。 <input type="checkbox"/> 独り言を言ったり，急に大声を出したりする。 <input type="checkbox"/> 日記，作文，絵画などに気にかかる表現や描写が表れる。 <input type="checkbox"/> 教材費，写真代などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒れた感じになる。(※) <input type="checkbox"/> 校則違反，万引きなど問題行動が目立つようになる。(※) <input type="checkbox"/> くつ箱の中にいやがらせの手紙が入っている。 <input type="checkbox"/> 飼育動物や昆虫などに残虐な行為をする。 | |

★いじめに気付く**家庭生活**でのチェックポイント 「R3年3月改訂版いじめ対策必携 P7より」
 ~子供の小さな変化も見逃すことなく、おかしいと思ったらすぐに声をかけ、学校に相談しましょう。

| 生活場面等 | | 観察の視点（特に、変化が見られる点） | 気になること |
|----------|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 家庭 生活 | 表情・ 体調は？ | <input type="checkbox"/> 表情が暗くなり、何か考え事をしている。 <input type="checkbox"/> 落ち着きがなくなり、おどおどする。 <input type="checkbox"/> よくため息をつく。突然、涙を流す。 <input type="checkbox"/> 理由をはっきり言わないアザ・傷がある。 <input type="checkbox"/> 食欲がなく、元気がない。 | |
| | 友達は？ | <input type="checkbox"/> 友達と遊ばなくなり、家に閉じこもりがちになる。 <input type="checkbox"/> 友達関係が変化している。 <input type="checkbox"/> 知らない友達からの電話があり、不自然な外出が増える。 | |
| | 言動は？ | <input type="checkbox"/> 携帯電話・スマートフォンの着信音をとても気にする。 <input type="checkbox"/> 急に無口になったり、「死にたい。」ともらしたりする。 <input type="checkbox"/> 学習意欲をなくし、勉強が手につかない。 <input type="checkbox"/> 朝になると体調不良を訴え、登校を渋る。 <input type="checkbox"/> 「転校したい」等と言い出す。 <input type="checkbox"/> 家庭から品物やお金を無断で持ち出す。 <input type="checkbox"/> 言葉遣いが荒くなり、言うことを聞かない。 | |
| | お金・ 服装・ 持ち物は？ | <input type="checkbox"/> 買ったおぼえのない物を持っている。 <input type="checkbox"/> 与えた以上のお金を持っている。 <input type="checkbox"/> 帰宅した時、衣服の汚れや破れがある。 <input type="checkbox"/> 教科書やノートに落書きをされたり、破られたりしている。 <input type="checkbox"/> お金の使い方が荒くなり、使いみちを言わない。 <input type="checkbox"/> 持ち物が頻繁になくなったり、壊されたりする。 | |
| | その他 | <input type="checkbox"/> 必ずフィルタリングを設定する。 <input type="checkbox"/> 時々、子どものスマートフォン等の機器をチェックするなど使い方を見守る。 <input type="checkbox"/> 使ってもよい時間やサイト等の家庭内のルールを決める。 | |